

＼お手元の保険証を確認しましょう／

# 12月は国民健康保険制度の適用適正化月間

## 1. 国民健康保険の届出を忘れずに

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入 場 合 す る	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養から外れたとき)	健康保険をやめた証明書・印鑑 (資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの・印鑑
脱 退 す る 場 合	他の市町村に転出するとき	国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	国保の保険証・印鑑
そ の 他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	国保の保険証・在学証明書・印鑑

届出が遅れると、資格を得た月の分からの国保税が一度に課税されます。また、国保税と職場の社会保険等と二重払いしてしまうことになりますので、早めに届出をしましょう。

医療機関を受診するときは、加入している保険証の資格をよく確認しましょう。資格がない期間に保険証を使用すると、医療費を返していただく場合がありますのでご注意ください。

## 2. 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険等の加入者がいる場合、現在、国民健康保険の方でも、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、お勤め先に確認してください。

※扶養認定の要件は、健康保険組合により異なります。

### 【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

▶ 問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3



## 第72回 人権週間 (12月4日～12月10日)

### 「誰か」のこと じゃない。

- ・子どもの人権を守ろう ・障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・外国人の人権を尊重しよう ・ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう ・企業等におけるハラスメントや差別をなくそう
- ・新型コロナウイルス感染症感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別をなくそう

人権擁護委員はあなたの身近な相談相手です。

人権やいじめの問題での悩みごとなどがありましたら、法務局等へ遠慮なくご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

▶ 問合せ みんなの人権 1 1 0 番 ☎ 0570-003-110      子どもの人権 1 1 0 番 ☎ 0120-007-110  
 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810      千葉地方法務局香取支局 ☎ 3 3 9 1